

社債管理者の募集について

1 提出書類

(1) 社債管理者の選定に係る応募申込書

(別紙2-1) に、必要事項をご記入ください。

なお、申し込みに当たっては、次の①②に該当していることを必要とします。

- ①一般債振替制度の対象債券に係る受託実績があること
- ②株式会社証券保管振替機構より発行・支払代理人として
審査・承認を受けた金融機関であること

(2) 受託実績等について

(別紙2-2) に、次の事項をご記入ください。

- ①政府保証債、財投機関債、公募地方債及び公募普通社債の
受託実績（発行体別、銘柄別、年限別）

(注) 平成30年4月1日～令和元年6月末までに発行された債券

- ②受託部署の概要、体制
非常災害時のバックアップ体制
- ③その他（業務に係る特筆すべき事項）

(3) 社債管理手数料について

(別紙2-3) に、ご記入ください。

2 社債管理者の選定方法

応募者を対象に、当社にて審査を行い、社債管理者を選定します。

3 提出期限

令和元年9月20日(金) 17:00 必着

4 提出方法及び提出先

郵送又は持参によりご提出願います。

提出先：株式会社民間資金等活用事業推進機構 財務管理部

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル8階

5 その他重要事項

(1) 令和元年度中に当社が、政府保証国内債（8年債）を発行しない場合は、当該業務は発生しません。

(2) 新規記録手数料等は、以下のとおりです。

①新規記録手数料

株式会社証券保管振替機構の定める料率とします。

②元利払手数料

元金償還手数料 元金 100 円につき金 0.075 銭（税別）

利金支払手数料 元金 100 円につき金 0.075 銭（税別）

（注）当該手数料は変更する場合があります。

以上